

タックス・フラッシュ

2008 年第 7 号

2008 年 9 月 4 日

本号の項目

- ・ **所得税**、主な変更は税率の低減、関係会社間の配当での税金免除、販売促進費の制限の可能性、一般に公正妥当な移転価格方法の公式採用、法律上の回避防止条項の包含、
- ・ **個人所得税**、最高税率が 35%から 30%に減率、個人納税番号を未登録の場合は、通常の従業員所得税（第 21 条所得税）に 20%の加算課税、
- ・ **源泉税**、第 23 条所得税の税率構造が単純化され、15%と 2%の 2 種類の税率のみとなり、ともに総額をベースとする。投資信託商品からの収益は最終源泉分離課税の対象となる。
- ・

所得税法案が国会を通過し法律として成立

2008 年 9 月 2 日の公式国会において、改正所得税法草案が最終的に国会を通過し法律となりました。2009 年 1 月 1 日からこの新所得税法が発効します。以下は、この新法に含まれる主な変更点の要約です。

法人税法（Corporate Tax）

- ・ **税率の低減**、2009 年から一律で 28%の税率が適用され、2010 年にはさらに 25%にまで低減する。上場会社で、株の 40%を公開し且つその他の条件を満たすと、標準税率が 5%カットされ、2009 年と 2010 年でのその実効税率は各々、23%と 20%となる。小企業、即ち年間売上が 500 億ルピア以下の法人納税者は、48 億ルピアまでの課税所得に関して標準税率の 50%の税金値引きが与えられる。
- ・ **関係会社間の配当**、他の PT 会社から PT 会社に為された配当は、配当を支払う会社が配当を受領する会社の最低 25%の株数を所有することだけに従って所得税が免除される。それ故、積極的な事業活動の要請の条件は廃止された。
- ・ **課税対象**、新法では、課税対象を更正するいくつかの追加項目が確認された；即ち、全てのリストラの形態での資産移転から生じる利益、鉱山会社の金融もしくは資本での採掘権の売却や移転から生じる利益、サリナ（Syariah）に基づく活動から生じる利益、

タックス・フラッシュ

法人税 (Corporate Tax) つづき

- ・ **損金費用**、国家的災害、社会インフラ、試験研究や教育施設への寄付金は、損金費用として申告できる。財務省から販売促進費用 (Promotional expense) のうち損金算入できる部分を取り扱う特別規則が発行される。未回収勘定を損金に落とす手続が、一層容易になる。
- ・ **恒久的施設 (PE) の定義**、恒久的施設の定義は拡大され、外国企業によりインドネシアでの事業活動を実行するために使用されるインドネシアに所在する倉庫、コンピュータ、電子エージェント、自動設備とされる。
- ・ **移転価格**、移転価格での独立第三者の資格を決定するため、国税総局は以下の方法を使用するかもしれない、；独立価格比較法 (CUP, Comparable Uncontrolled Price) 再販売価格基準法(resale price)、利益基準法(cost plus)、利益分割法(profit split)、取引単位営業利益法 (TNNM, Transactional net margin method)

- ・ **回避防止条項**、資産 (インドネシア会社の株式) を購入するために、所謂、トンネル会社を使うと国税総局から精査されるかもしれない。特に、国税総局はそのような取引での本当の買い手を決定できる。間に挟まれたトンネル会社の株式の売却は、トンネル会社に所属するインドネシア会社の株式の売却としてみなされる可能性がある。
- ・ **恩恵享受者 (Beneficial Owner)**、恩恵享受者の概念は、インドネシアから上がった収益に関して利益享受者の居住状況 (SOR) を示唆することが導入された。利益享受者が個人の場合は、居住状況はその人が住む国である。それが法人納税者の場合は、その居住状況は会社の所有者 (会社の株式の 50%以上の保有者) が所在する国、もしくは有効な経営の場所が所在する国である。

個人所得税 (Individual tax)

- ・ **税率の低減**、2009 年より最高税率が 35%から 30%に低減され、その課税所得が 5 億ルピア超に適用される。所得税の基礎控除額が 13.2 百万ルピアから 15.84 百万ルピアに増額となった。
- ・ **配当収入**、居住個人納税者が受領する配当収入は最高税率 10%で、最終、源泉分離課税となる。
- ・ **出国税 (Exit Tax)** 2009 年より個人納税番号を持っている個人（その家族構成員と含むが 21 才以上の子供を除く）には出国税の免除が適用され、2010 年まで継続される。個人納税番号を持っていない人々は、2009-2010 年の期間中も出国税を払い続けるが、2011 年より完全に廃止される。

タックス・フラッシュ

- 従業員所得税、個人登録番号をもっていない個人の納税者は、その給与から天引き徴収される従業員所得税（第 21 条所得税）に、さらに 20% の税率で追加課税される。雇主はその追加課税と源泉税と一緒に天引き徴収することが要求される。

源泉税と徴収

- 税率の単純化、国内源泉税（第 23 条所得税）の税率構成が単純化され、源泉税率は 15% と 2% の、2つだけになり、両方とも関連する収益の総額をベースとする。これにより、特別なタイプのサービスに対して見積純所得（ENI）を決定する必要がなくなった。
- 投資信託派生商品（Exchange-traded derivatives）**、所得税法第 4 条 2 項における投資信託派生商品は最終、源泉分離課税となる。
- 非居住者、非居住者への源泉徴収税（第 26 条諸特性）の範囲は拡大され、スワップやその他ヘッジ取引プレミアム、債務免除益、インドネシア会社で中間のトンネル会社が保有する株式での株式売却益
- 個人税番号の保有、個人税番号を持っていない納税者は通常の源泉税率に加えて追加課税される、即ち第 21 条所得税は 20% 高く、第 22 条と第 23 条所得税については 100% 高い。収益を払う当事者が、通常の源泉税と一緒に追加で源泉徴収する責任がある。
- 超高級品への第 22 条所得税、超高級品の購入は第 22 条所得税が課される。これらには高級コンドミニアム、高級アパートメント、個人所有の飛行機が含まれる。

大統領が新法に署名した後、すぐに施行細則が発行される予定である。

ご質問等の連絡先:

ご質問等は、ジャパンデスク、日系企業担当の北村浩太郎、<hirotaro.kitamura@id.pwc.com>まで、ご遠慮なくご連絡ください、ご質問の内容によっては PWC の各業種の税務専門家をご紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ/プライスウォーターハウスコーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers, Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6 Jakarta 12920, INDONESIA , Telephone. +62 21 521 2901, Fax. +62 21 52905555,

お断り、

本日本語訳は、日系担当部が作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください、（英語の原文は、www.pwc.com/id から入手できます。

また作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません、実務上、ここの問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。